

# 令和元年第12回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年12月20日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（20名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二			22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治		
				34番	坂元智一

職員（4名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（6件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（4件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（10件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（1件）
- (6) その他

（追加議案）

- ・令和元年度さつま町の農地利用の最適化の推進に関する意見書（案）について
- ・農地法第5条許可申請について（1件）
- ・農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和元年第12回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。  
出席人員につきましては、全員が出席ですので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名中20名の出席をいただいています。以上で出席  
人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。  
5番 深水美佐子委員、6番 南原奈美子委員をお願いいたします。  
  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
  
　　　　　　　(なしの声あり)  
  
意見が無いようですので、会務報告を終わります。  
  
次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま  
す。  
事務局より説明をお願いします。

事務局  
　(下大迫) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明  
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
いると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結  
果並びに補足説明をお願いします。

25番委員 　　12-1番について説明をいたします。場所は神子区の大俣地区です。  
渡人の●●さんは住所は柏原となっておりますが神子区の大俣集落出身であ  
ります。受人である●●さんの近所にお住まいでした。●●さんが集落を  
出られてから受人の●●さんが耕作されていきました。今回、●●さんから  
買ってこないかという申し出があり話がまとまったようであります。な  
お、申請地の周りは●●さんの所有する農地でもあり購入されることとな  
ったようです。進入路、境界等しっかりしており問題はないと思います。  
以上です。

11番委員 　　12-2番について説明をいたします。渡人である●●さんの農地を受  
人である●●さんのお父さんが以前より耕作されていたようです。今回、  
買ってもらえないかという申し出があり話がまとまったようであります。  
進入路、用排水、境界は何も問題はありませんでした。

事務局 1 2 - 3 番について説明をいたします。申請地は受人の●●さんの自宅から 1 5 0 m と近くにあります。今回、渡人の●●さんが買ってくれないかという申し出があり所有権まで話がまとまったようであります。境界、進入路についてははっきりしており特に問題はないということで地区推進委員より報告をいただいております。

2 4 番委員 1 2 - 4 番について説明をいたします。申請地は受人の●●さん宅の前になります。渡人の●●さんの全ての田を受人である●●さんが田植え、刈り取り、籾摺りまでされお米を●●さんへ渡されていましたが、今年の刈取り後に●●さんからこの申請地だけ離れたところがあるので買ってくれないかという申し出あり話がまとまったようであります。よろしく願います。

1 3 番委員 1 2 - 5 番・6 番について説明をいたします。渡人の●●さんと●●さんは平成 1 7 年にハウスを建てられマンゴー栽培に取り組んでおられました。昨年ぐらいから病気等により二人ともマンゴー栽培を誰かに引き継いでいただきたいという思いから後継者を探しておられました。今年になってから受人の●●さんが引き継いでやりたいという話があり農地、施設、マンゴーを含めて契約ができたようです。境界、進入路、特に問題はないようです。よろしく願います。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

7 番委員 1 2 - 5 番と 6 番について教えてください。受人の●●さんは引き続きマンゴー栽培をされるのでしょうか。

1 3 番委員 マンゴー栽培をされるとのことです。なお、初めて取り組まれるため 3 年位は指導を受けたいと言われております。

7 番委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」について説明  
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、  
申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

12番委員

12-1番について説明いたします。10月の総会の議案としてありました非農地申請時にも説明しましたが、自分の農地に今回、家を建築することであり現地を調査いたしました。周囲は自分の所有地であり他人に迷惑をかける恐れはありません。また、排水につきましては近くの水路を利用され、そこまでは自分で施工される計画であります。他には問題はありませんでした。

それと、今回の件とは直接関係はありませんが、最近、次のような事例がありましたので報告したいと思います。農地転用で家を建てられた方から隣の農地の堆肥が散布後耕運されてなく非常に臭いという苦情があったそうです。堆肥を散布後に雨が降り耕運できなかったそうです。何らかの対策はないのでしょうか。

議長

今後、住宅を建てられる方にはこういうこともありますよという説明を充分されるようお願いするしか解決策はないと思われれます。

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

事務局 　12-1番について●●推進委員より報告を受けておりますので説明いたします。現地調査をしましたところ境界もしっかりしておりまして、あそこにつまましては一時転用であることから農地の復元計画についても書類が提出されていることから特に問題はないと思われまます。以上でございます。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
（松山）

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番については、許可することに決定いたしました。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（松山）

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

22番委員 　12-2番について説明いたします。申請地は資料の23ページの二渡の折小野地区になります。進入路、境界等しっかりしており何ら問題はな

いと思われます。余談になりますがこの折小野地区は携帯電話の圏外となっており携帯電話基地局の設置を希望されていた地域です。ご審議方をよろしく願いいたします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-3番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

34番委員 12-3番について説明いたします。事務局の議案説明にもありましておおり太陽発電施設の面積が498.48㎡と全体面積に比較して非常に少ない面積となっております。これにつきましては、現場を見ましたところ石垣の棚田となっており高低差もあり設置できる面積が少ないのは仕方ないかと感じました。お願いいたします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-3番については、許可することに決定いたしました。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-4番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-4番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

25番委員

12-4番について説明いたします。申請地は資料の25ページの地図にありますとおり神子の新田集落になります。現在は何も作付されておられません。また、現地には段差があることから盛り土や切り土をされるそうで、このため土止め工事もされる計画です。なお、進入路、境界等もしっかりしており何ら問題はないと思われま。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-4番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。議事参与制限の案件が1件ありますので、議事参与制限分12ページの12-1番から審議いたします。●●委員の退室をお願いします。{●●委員退室}

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

(12ページ 12-1番について説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の12-1番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の12-1番については、妥当とすることに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の議事参与以外を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局  
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥

当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

12番委員

12-1番について報告いたします。場所は仮屋原集落になります。3筆とも相当以前から耕作放棄地状態であり、すでに木や竹が繁茂していることから山林及び原野と判断いたしました。また、進入路もないことから境界がわかりにくい場所もありました。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

事務局

追加議案として令和元年度さつま町の農地利用の最適化の推進に関する意見書(案)について

議長

追加議案の「令和元年度さつま町の農地利用の最適化の推進に関する意見書(案)について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

令和元年度さつま町の農地利用の最適化の推進に関する意見書(案)について説明

議長

事務局より説明のありました、意見書(案)に対して、ご意見等ございませんか。

なお、この意見書につきましては、農業委員会として毎年、町長に提案

しなければならないようです。

もし、意見等がなければ、町長に提出いたします。

意見はありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、農地の最適化の推進に関する意見書について提出することに賛成することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、農地の最適化の推進に関する意見書については決定いたしました。後日、町長に提出いたします。

他にありませんか。

事務局  
(松山)  
議長

追加議案として農地法第5条許可申請について

それでは、次に、追加議案「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

追加議案「農地法第5条許可申請について」説明

ただ今の議案説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。追加議案「農地法第5条許可申請について」許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、追加議案「農地法第5条許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

それでは、次に、追加決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議長

追加決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」説明

議長

事務局より説明のありました。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)に対して、ご意見等ございませんか。

なお、この決議につきましては、農業委員会として決議するよう県農業会議から要請があったものであります。

もし、意見等がなければ、決議したいと思います。

意見はありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について決議することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については決議いたしました。

他にありませんか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・非農地通知書の配布について（手続きの説明）
- ・農業委員会手帳について
- ・2020年農業委員会活動記録セットについて  
※活動記録簿への記入の説明
- ・「農地集積に関する確認書」の協力依頼（再）
- ・農地のあっせんについて（今後の取扱い）
- ・農業委員等の綱紀粛正について
- ・農業委員会の皆さんに機構からお願いしたいこと
- ・農業委員会だよりについて（No.8）
- ・農林業センサス指導員（10名）事前打ち合わせ会（1/23）
- ・新年会について（1/23）

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和元年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。  
全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委員

---

委員

---